

平成 30 年 6 月 4 日

会員各位

中小企業経営強化税制に係る工業会からのお願い

当工業会では、昨年 7 月より「中小企業経営強化法の経営力向上設備等」に係る証明書申請受付を行っております。

この度、新たに生産性向上特別措置法案に基づき、生産性向上設備を導入すると固定資産税が 3 年間ゼロ～1/2 に軽減されるという特別措置が政令により決定しました。

理論上では最短で施行期日の 6 月 6 日から企業による「先端設備等導入計画」申請が可能となりますが、認可申請先がこれまでの厚生労働省から施設の所在する市区町村に変更となり、市区町村の受け入れ準備状況により認定開始時期が異なることが予想されます。(詳細は市区町村にお問合せください)

「経営力向上計画」では 60 日まで遡及申請できましたが「先端設備等導入計画」では認定後に納入設備を取得することが必須条件としており取扱いが異なりますので注意が必要です。

なお、この度の法改正により今の「経営力向上計画」とは、当工業会申請諸手続きにおいての大きな変化はありません。

但し、様式 1 (中小企業経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書) は平成 30 年 6 月 6 日以降の申請時から日本医療機器工業会ホームページ掲載の新たな様式 1 (中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書) に変更となりますのでご注意ください。

(一社) 日本医療機器工業会  
経営強化税制証明書発行係